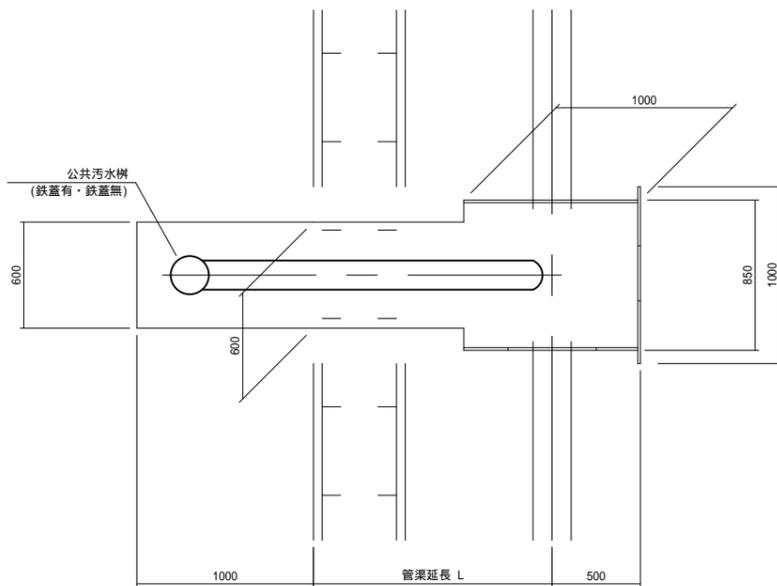


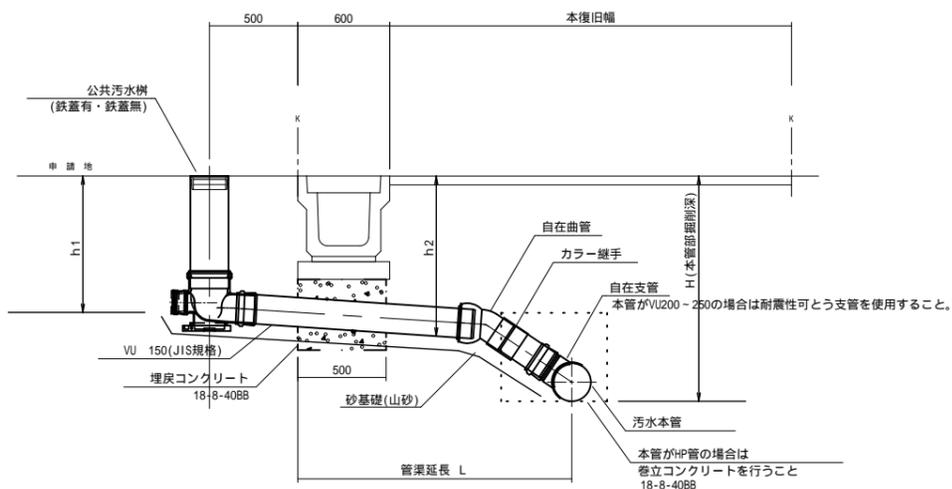
(参考図) 公共樹設置工標準図

土留工有り

平面図

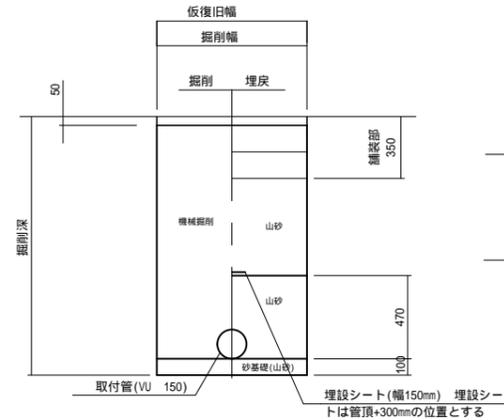


断面図

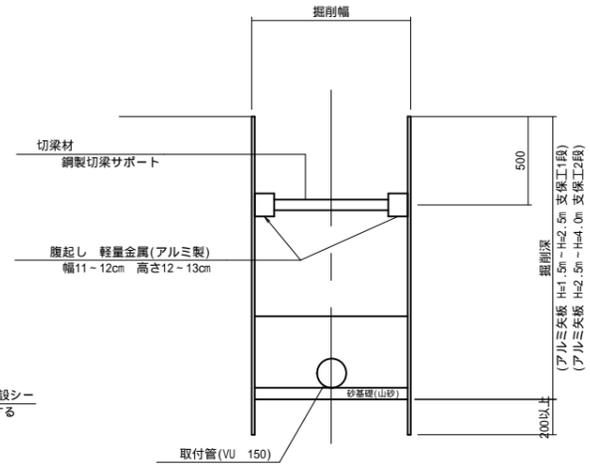


土工断面図

土留有り

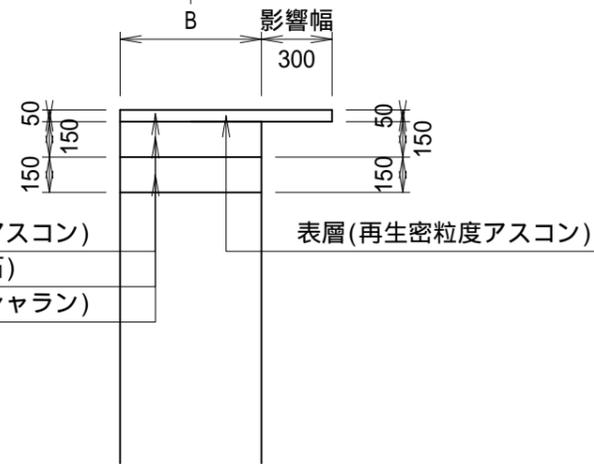


土留工標準図



舗装復旧

仮復旧 本復旧



作業フロー

公共樹設置工及び支管取付工(矢板有)



特記事項

施工は熊本市上下水道局が策定する下水道工事標準構造仕様書及び下水道標準構造図を基準とする。また、次の各号に掲げる事項にも留意し施工のこと。

1. 接続しようとする下水道本管に所要の径で削孔し、取付管用継手を設置し取付管を接続すること。
2. 取付位置は管渠の上半円部とし、本管に対し直角かつ直線的に敷設すること。又、取付管用継手角度は60°を標準とする。
3. 取付管用継手部及び樹との接合部は、樹周防水モルタルで丁寧に仕上げ支管と本管については焼きなまし鉄線(#10-#12)により、十分締め付け圧着すること。さらに本管がヒューム管の場合は、コンクリートで巻立てることとし、浸入水及び漏水がないように施工しなければならない。尚、使用する生コンクリートの強度は21N/mm²以上とする。
4. 樹及び取付管の基礎及び埋戻し(原則として山砂)材は十分に転圧し、沈下等の無いように施工しなければならない。
5. 削孔時に露出した鉄線は切断し、折り曲げてはならない。また削孔時に落ち込んだコンクリート屑等は撤去すること。
6. 公共樹蓋については熊本市マーク入りとし、荷重の掛かる部分については汚水樹用保護蓋で施工すること。なお、内蓋天端から保護蓋天端までは、15cm以上の離隔を確保すること。
7. 本管がヒューム管の場合は所定の削孔機で削孔し、切口が取付管の管径に適用するように円形となるようにすること。